製品安全データシート

改訂日:

作成日:2010 年 12 月 1 日

1 化学物質等及び会社の概要

- **化学物質の名称**:EA-1000
- **製品コード**:N2410092
- **会社名**:株式会社パーキンエルマージャパン
- **住所**:神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134 横浜ビジネスパークテクニカルセンター4F
- **電話番号**:045-339-5864
- **FAX 番号**:045-339-5874
- **緊急連絡電話番号**:同上
- **推奨用途及び使用上の制限**:試験研究用

2 危険有害性の要約

- **GHS 分類**:

呼吸器感作性 区分 1
皮膚感作性 区分 1
発がん性 区分 1A, 1B
感作性、皮膚 区分 1A
特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露) 区分 1(呼吸器)
水生環境有害性、長期間有害性 区分 4

- **ラベル要素**:

- **注意喚起語**:危険
- **危険有害情報**:

吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
発がんのおそれ
長期又は反復暴露による呼吸器の障害
長期継続的影響により水生生物に有害のおそれ

- **注意書き**:

【安全対策】
使用前に取扱説明書を入手すること。
すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
取扱い後はよく手を洗うこと。
適切な保護手袋を着用すること。
換気が十分でない場合には、適切な呼吸用保護具を着用すること。
適切な個人用保護具を使用すること。
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
粉塵、蒸気、ヒューム、スプレーを吸入しないこと。
【応急措置】
吸入した場合:空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。呼吸に関する症状が出た場合には、医師の診断、手当てを受けること。
眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸で洗うこと。汚染された衣類を再使用する時は、使用前に洗濯すること。皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合：口をすすぐこと。気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
【保管】
容器を密閉し、施錠して保管すること。
【廃棄】
内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

・ **国／地域情報**：なし

3 組成及び成分情報

・ **化学物質、混合物の区別**：混合物
危険有害性化学物質は次の通り。

化学名	CAS 番号	濃度
酸化ニッケル（II）	1313−99−1	2.5～10%
酸化クロム（III）	1308−38−9	50～100%

4 応急措置

・ **吸入した場合**：空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。意識不明の場合には、安定させた状態で横向きに寝かせ、移動する。呼吸に関する症状が出た場合には、医師の診断、手当てを受けること。

・ **皮膚に付着した場合**：直ちに石鹸と水でよく洗い、よくすすぐ。皮膚刺激又は発疹が生じた場合には、医師の診断、手当を受けること。
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。

・ **飲み込んだ場合**：口をすすぐこと。状態が好転しない場合には、医師に相談する。

5 火災時の措置

・ **消化剤**：二酸化炭素、粉末消火剤又は散水。火が大きい場合には散水又は耐アルコール性泡消火剤を使用。

・ **使ってはならない消化剤**：情報なし

6 漏出時の措置

・ **人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置**：特別な措置を必要としない。

・ **環境に対する注意措置**：下水処理施設や河川に流れ込まないようにする。河川、下水処理施設に流れ込んだ場合には、関係当局に連絡する。

・ **回収、中和**：「１３ 廃棄上の注意」に従い、汚染された物は廃棄物として処理する。十分な換気を行う。

7 取扱い及び保管上の注意

・ **取扱い**
技術的対策：特別な措置を必要としない。
局所排気・全体排気：特別な措置を必要としない。
注意事項：作業場所では十分な換気を行い、埃を吸い取るように心がける。容器は十分注意しながら開封し、取り扱う。粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。
接触回避などの安全取扱注意事項：呼吸保護装置を用意しておく。「１０ 安定性及び反応性」参照。

・ **保管**
技術的対策：特別な措置を必要としない。
混融禁止物質：情報なし。

保管条件：特別な措置を必要としない。
容器包装材料：特別な措置を必要としない。

8 暴露防止及び保護措置

・**許容濃度（暴露限界値又は生物的措置）**：
酸化クロム（II）： REL 0.5mg/m^3（Cr として）、TLV 0.5mg/m^3（Cr として）
酸化ニッケル（II）： PEL 1mg/m^3（Ni として）、REL 0.015mg/m^3（Ni として）、
TLV 0.2mg/m^3（Ni、吸入可能フラクションとして）

・**設備対策**：「7 取扱いおよび保管上の注意」参照。

・**一般的予防対策及び衛生対策**：化学物質を取扱う際の一般的な注意事項を厳守する。

・**保護具**
呼吸器の保護：短時間あるいは負担が小さい場合には、呼吸フィルター付装置を使用する。集中的あるいは長時間触れる場合には、酸素ボンベ付呼吸保護装置を使用する。
手の保護：保護手袋。手袋の材質は、物質、材料、調合剤に対して耐性であり、成分を通すことがあってはならない。試験を行っていないため、物質、調合剤、化合物を取扱う際の手袋の材料として勧められるものはない。浸透時間、透過性及び劣化の点に留意しながら手袋の材質を選択する。
適切な手袋の選択は、材質だけではなく、各メーカーの品質等に依存する。手袋は複数の成分から製造されているため、手袋の耐久性は予想できない。このため使用する前には、必ずチェックする必要がある。
正確な浸透時間については、保護手袋メーカーに問い合わせ、それを遵守すること。
眼の保護：保護眼鏡
皮膚及び身体の保護具：保護衣、顔面用の保護具
衛生対策：食物、飲み物、飼料から遠ざける。汚染された衣類は、直ちに脱ぐ。汚染された衣類を再使用する場合には、洗濯をすること。休憩の前、作業終了後には手を洗う。保護衣は別に保管する。

8 暴露防止及び保護措置

・**外観（物理的状態、形状、色など）**：顆粒状、ライトグリーン
・**臭い**：特異臭
・**pH**：情報なし
・**融点・凝固点**：2435℃
・**沸点、初留点及び沸騰範囲**：4000℃
・**引火点**：情報なし
・**燃焼又は爆発範囲の上限・下限**：情報なし
・**蒸気圧**：0hPa （20℃）
・**蒸気密度**：情報なし
・**比重（相対密度）**：5.21g/cm^3（20℃）
・**溶解度**：有機溶媒 0.0%、水に不溶
・**n-オクタノール／水分配係数**：情報なし
・**自然発火温度**：情報なし
・**分解温度**：情報なし

10 安定性及び反応性

・**安定性**：情報なし
・**危険有害反応可能性**： 危険な反応は知られていない。
・**避けるべき条件**：仕様に従って使用する場合、分解生成物を発生しない。
・**混融危険物質**：情報なし
・**危険有害な分解生成物**：危険有害な分解生成物は知られていない。

11 有害性情報

- **急性毒性**：情報なし
- **皮膚腐食性・刺激性**：アレルギー性皮膚反応を起こす恐れがある
- **眼に対する重篤な損傷・刺激性**：情報なし
- **呼吸器感作性又は皮膚感作性**：吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ。アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ。
- **生殖細胞変異原性**：**情報なし**
- **発がん性**：発がんの恐れがある。
- **生殖毒性**：情報なし
- **特定標的臓器・全身毒性（単回暴露）**：情報なし
- **特定標的臓器・全身毒性（反復毒性）**：情報なし
- **吸引性呼吸器有害性**：情報なし

12 環境影響情報

- **生態毒性**：長期持続的影響により水生生物に有害の恐れがある。
- **残留性・分解性**：情報なし
- **生物蓄積性**：情報なし
- **土壌中の移動性**：情報なし

13 廃棄上の注意

- **残余廃棄物**：
  廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。
  都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合には、そこに委託して処理すること。
  廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託すること。
- **汚染容器及び包装**
  容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行うこと。
  空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14 輸送上の注意

- **国際規制**：非該当
- **国内規制**：非該当

15 適用法令

酸化ニッケル（II）

- 化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）：第１種指定化学物質、特定第１種指定化学物質（法第２条第２項、施行令第１条別表第１、施行令第４条）
- 労働安全衛生法：
  名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第５７条の２、施行令第１８条の２別表第９）
  名称等を表示すべき危険物及び有害物（法５７条１、施行令第１８条－２２）

酸化クロム（III）

- 化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）：第１種指定化学物質（法第２条第２項、施行令第１条別表第１、施行令第４条）
- 労働安全衛生法：名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第５７条の２、施行令第１８条の２別表第９）（政令番号：142）

16 その他の情報

本製品安全データシートにおいて提供されている情報は、当社の現在の知見に基づくものであり、公表日において正しいと信じております。但し、その正確性及び完全性に関しては、いかなる表示をも行うものではありません。それは、ガイダンスとして意図されているに過ぎず、保証又は品質規格とみなされるべきものではありません。全ての化学物質は未知の危険性を含むおそれがあり、注意して取り扱わなければなりません。特定の危険性については記載されますが、存在する危険性はそれに限定されることを保証することはできません。PerkinElmer, Inc は、本製品の取扱又は接触に起因する損害につき責任を負いません。